

○草加市特定商業施設の出店及び営業に伴う居住環境の保全に関する条例施行規則

平成 19 年 12 月 28 日

規則第 58 号

改正 平成 20 年 4 月 1 日規則第 27—3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、草加市特定商業施設の出店及び営業に伴う居住環境の保全に関する条例（平成 19 年条例第 37 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(対象店舗)

第 3 条 条例第 2 条第 1 号に規定する規則で定める店舗は、次に掲げるものとする。

- (1) 小売店 顧客に対して物品を販売する業務及び生活協同組合等の団体がその構成員に対して物品を供給する業務並びに物品を加工修理する業務を行う店舗をいう。
- (2) 飲食店 料理その他の食料品を飲食させる業務を行う店舗をいう。
- (3) 興行場 興行場法（昭和 23 年法律第 137 号）第 1 条第 1 項に規定する施設をいう。
- (4) レンタルビデオ店 コンパクトディスク、ビデオテープ又はビデオディスク等を貸し付ける営業を行う店舗をいう。
- (5) カラオケボックス 個室を設け、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱をさせる営業を行う店舗をいう。
- (6) 遊技場 まあじゃん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業を行う店舗をいう。
- (7) ゲームセンター等 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技機を設けて客に遊技をさせる営業を行う店舗をいう。
- (8) インターネットカフェ等 設備を設けて客に主に図書類の閲覧若しくは観覧又は電気通信設備によるインターネットの利用を行わせる営業を行う店舗をいう。
- (9) ボウリング場等 ボウリングその他の遊戯設備を設けて客に遊技をさせる営業を行う店舗をいう。

(店舗面積)

第4条 条例第2条第3号に規定する店舗面積の算定基準は、別表第1のとおりとする。

(一の建物)

第5条 条例第2条第3号に規定する一の建物として規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 屋根、柱又は壁を共通にする建物(当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって2以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分)

(2) 通路によって接続され、機能が一体となっている2以上の建物

(3) 一の建物(前2号に掲げるものを含む。)とその附属建物を合わせたもの

(草加市特定商業施設居住環境審議会の会長)

第6条 草加市特定商業施設居住環境審議会(以下「審議会」という。)に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の過半数で非公開を議決したときは、この限りでない。

(事業主)

第8条 条例第6条第1項の規則で定める者とは、事業主が2人以上である場合において、そのうち1人を代表者としたときの当該代表者以外の者をいう。

2 条例第6条第1項の規定による特定商業施設の出店及び営業に関する計画の届出は、事業主が2人以上である場合には、これらの者の全部又は一部が共同して行うことができる。

(特定商業施設出店及び営業計画書)

第9条 条例第6条第1項の規定により届出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した特定商業施設出店及び営業計画届出書(第1号様式)を市長に提出しなければ

ばならない。

- (1) 特定商業施設の名称及び所在地
- (2) 事業主の氏名及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (3) 特定商業施設の出店予定日
- (4) 特定商業施設の店舗ごとの店舗面積とその合計
- (5) 開店時間、閉店時間及び年間休業日
- (6) 業種
- (7) 来客見込数
- (8) 建物の配置図、各階平面図及び店舗の配置図
- (9) 建設着工予定日及び完成予定日
- (10) 駐車場及び駐輪場の位置及び台数並びに駐車場の出入口の数及び位置
- (11) 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法
- (12) 荷さばき施設の位置及び面積
- (13) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- (14) その他市長が必要と認めるもの

(変更の届出)

第 10 条 条例第 6 条第 2 項の規定により届出をしようとする者は、特定商業施設出店及び営業計画変更届出書（第 2 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 条例第 6 条第 2 項ただし書に定める軽微な変更は、当該変更により周辺の居住環境に与える影響が軽微なものとする。

(変更の届出が必要な事項)

第 11 条 条例第 7 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建築物の構造の変更
- (2) 店舗面積（当初の計画と比較して大幅に増加する場合に限る。）の変更
- (3) 営業時間の変更（営業する時間が午後 11 時から午前 6 時までの間に及ぶ場合に限る。）又は営業日の拡大
- (4) 事業主及び営業内容の変更
- (5) その他生活環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると特に市長が認めた変更

(説明会の開催)

第 12 条 事業主が条例第 7 条第 1 項に規定する説明会を開催しようとするときは、開催

日の7日前までに、日時及び場所を掲示及び文書配布等の方法により近隣関係住民へ周知しなければならない。

2 条例第7条第1項の説明に際しては、別表第2に掲げる事項を示さなければならない。

(説明会報告書)

第13条 条例第7条第2項に規定する報告書は、特定商業施設(出店・営業)説明会報告書(第3号様式)によるものとする。

(意見書等)

第14条 条例第8条第1項に規定する意見書は、特定商業施設近隣関係住民意見書(第4号様式)によるものとする。

2 条例第8条第2項に規定する意見書の写しの送付は、特定商業施設近隣関係住民意見書写し送付書(第5号様式)によるものとする。

(意見配慮結果報告書)

第15条 条例第9条第2項の規定による報告は、特定商業施設近隣関係住民意見配慮結果報告書(第6号様式)によるものとする。

(関係文書の公開等)

第16条 条例第6条第3項、第7条第3項及び第10条第2項の規定による関係文書は、当該関係文書が提出されてから2か月間草加市自治文化部産業振興課において一般の閲覧に供するものとし、公開時間は、草加市の執務時間を定める規則(平成14年規則第46号)に規定する執務時間内とする。

2 第6条第3項、第7条第3項及び第10条第2項に規定する写しの交付を請求する者は、文書写し交付請求書(第7号様式)により請求するものとする。

3 前項の写しの作成に係る費用は、実費相当額とし、草加市情報公開条例施行規則(平成13年規則第1号)別表の規定を準用する。

(平20規則27—3・一部改正)

(協定対象事項等)

第17条 条例第12条第1項に規定する規則で定める協定対象事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 営業、交通対策、荷さばき施設等に係る事項

(2) 騒音に係る事項

(3) 廃棄物に係る事項

(4) 防犯・防災対策に係る事項

(5) ^{ひかりがい}光害対策に係る事項

(6) 景観に係る事項

(7) 青少年の健全育成に関する事項

(8) その他居住環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事項

2 事業主は、条例第 12 条第 1 項の規定により協定を締結したときは、当該協定の写しを市長に送付しなければならない。

(勧告書)

第 18 条 条例第 13 条第 1 項に規定する勧告は、勧告書（第 8 号様式）によるものとする。

(公表の方法)

第 19 条 条例第 14 条第 1 項の公表は、必要に応じて広報紙及びホームページへの掲載並びに草加市公告式条例（昭和 39 年条例第 20 号）による掲示及び閲覧等によるものとする。

2 条例第 14 条第 2 項の規定により事業主に意見を述べる機会を与えるため、公表通知書（第 9 号様式）により事業主へ通知するものとする。

附 則 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年規則第 27—3 号）抄

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

施設の用途	店舗に含まれる部分	店舗に含まれない部分
全施設共通	顧客が来集の目的とする場所	顧客が来集の目的としない部分 階段、エスカレーター、エレベーター、上空通路、地下通路、連絡通路、事務室、従業員用の施設（更衣室、食堂など）、機械室、倉庫、休憩室、電話室、トイレ、屋上、喫煙室、駐車場等間仕切り等で区分されているもの
小売店	売場、ショーウインド、ショールーム等、サービス施設、物品加工修理場、顧客用の食堂、喫茶店	売場通路及び連絡通路、文化催場、外商事務室等、塔屋、屋上、はね出し下、軒下等
飲食店	客席	厨房、待合室
興行場	客席	待合ロビー、客席通路
レンタルビデオ店	売場	ビデオ等の倉庫
カラオケボックス	カラオケルーム	ルーム間の通路、待合室、厨房等
遊技場	遊技室	景品交換所
ゲームセンター等	遊技室	景品等の倉庫
インターネットカフェ等	客席、図書の陳列場所	フロント
ボーリング場等	遊戯場	フロント

備考

- 「売場通路」とは、壁等により売場として明確に区分された通路をいい、壁等により売場と明確に区分されていない売場通路は売場とする。
- それぞれの面積は、壁芯×壁芯で求める。

別表第 2 (第 1 2 条関係)

	説明事項		説明内容
1	条例の仕組み	説明	説明の位置付け
		説明報告書等	説明報告書等の取扱い及び公開
2	関係者の紹介	事業主、設計者、工事監理者、工事施工者等の紹介	会社等の概要
3	計画地の概要	計画地の場所	予定地の地名地番
		敷地の規模等	敷地全体の整備概要 予定建築物の位置及び隣接地との距離
4	業務用建築物の概要	規模・構造	建築面積、延べ床面積及び階数 構造及び基礎の種別
		用途	主要用途
		営業	事業主名及び業種 事業主毎の営業時間及び営業日
		店舗面積	テナント別及び全体面積
		出店予定日	営業開始予定日
		来客見込み数	施設全体の来客見込み数
		交通対策	発生交通量 駐車・駐輪施設の位置及び誘導対策
		荷さばき施設	位置及び搬入経路、時間
5	騒音に係る事項	騒音の予測・対策	騒音全体の等価騒音レベル予測及び評価 騒音問題に対する一般的対策 荷さばき作業等営業活動に伴う騒音への対策 附帯設備、附帯施設等における騒音への対策
6	廃棄物に係る事項	廃棄物等の保管等	保管・管理体制 防臭・除臭対策
7	その他	防犯・防災対策	警備体制
		光害対策	屋外照明等の配置、方向及び強さ
		景観	外壁の色彩及び屋外サイン